

ふくしま産業復興投資促進特区に関する実施状況報告書を提出する際の留意事項
【研究開発税制の特例等（法第39条）】

1 添付書類について

- ① 前年度の営業報告書、賃借対照表及び損益計算書
 - ・ 報告書提出期限までに上記書類の提出が困難な場合は、決算報告書（提出時点で提出可能な同等の書類）等をご提出ください。
 - ・ 監査等終了後、上記書類の提出が可能になった時点で、上記書類を必ずご提出ください。
- ② 事業に関する開発研究の用に供する設備投資の実績及び取得価格が確認できる書類
 - ・ 「6.」欄に記入した設備投資（事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産の取得又は製作若しくは建設）に関する契約書の写し、領収書の写し、現場写真等 設備投資の実績及び取得価格が確認できる書類を添付してください。

2 変更届について

- ・ 指定申請の際にご提出いただきました書類のうち次の事項に変更が生じる場合は、変更の届出が必要となります。実施状況報告書を提出する前に変更届の提出をお願いします。

[変更届を要する事項]

○別記様式第4の4 指定申請書

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 個人事業者の住所または法人の本店若しくは主たる事務所の所在地

○別記様式第4の4（別紙）指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
4. ー（ii）内訳のうち、設備名・設置予定地・用途・事業内容

- ・ 指定事業者事業実施計画書について変更が生じる場合は、変更箇所が分かるように同計画書を作成し、提出をお願いします。

3 変更の届出を受理した後の通知について

- ① 変更届を受理した後、変更内容について法令等との適合性を確認したうえで、下記事項にあたる場合には、指定書を交付いたします。
- ② 上記①以外の変更届については、当該変更届の受理をもって承認することといたします。

【指定書を交付する場合】

- ・ 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名の変更
- ・ 実施する復興推進事業の内容の変更
- ・ 指定の有効期間の変更

（裏面も併せてご確認ください。）

4 公表について

- 次の事項の変更内容については、公表いたします。

【公表する事項】

- 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名の変更
- 個人事業者の住所または法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の変更
- 実施する復興推進事業の内容の変更
- 指定の有効期間の変更